



島根県報

平成16年9月1日(水)
号外第95号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

平成16年度保安林内立木伐採面積の許容限度 (森林整備課) 1

公 告

平成16年度前期技能検定3級の合格者 (労働政策課) 2

平成16年度後期技能検定の実施 (") 3

告 示

島根県告示第852号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第4項の規定により、平成16年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成16年9月1日

島根県知事 澄 田 信 義

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	807.61
斐伊川	"	1,665.64
神戸川	"	1,792.37
大田地区	"	103.68
邑智地区	"	1,293.75
那賀地区	"	1,163.80
美鹿地区	"	3,227.47
隠岐	"	257.72
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	"	1.02
長浜地区	"	2.84
湖陵町	"	2.40
多伎町	"	0.71
大田市	"	0.60
仁摩町	"	0.36
温泉津町	"	0.02
江津東地区	"	1.98
江津西地区	"	0.88
浜田東地区	"	5.32

益田東地区	〃	1.34
益田西地区	〃	3.13
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.10
仁摩町	〃	0.04
温泉津町	〃	0.72
日原町	〃	0.36
美保関町	魚つき保安林	7.27
島根町	〃	1.00
鹿島町	〃	0.04
平田市	〃	1.46
大社町	〃	9.45
大田市	〃	4.50
仁摩町	〃	2.62
温泉津町	〃	2.78
江津市	〃	0.44
浜田市	〃	5.62
三隅町	〃	2.30
益田市	〃	1.60
西郷町	〃	1.68
布施村	〃	0.70
都万村	〃	0.48
海士町	〃	3.52
西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	21.72
斐伊川	〃	21.87
神戸川	〃	34.93
大田地区	〃	3.12
邑智地区	〃	100.84
那賀地区	〃	79.34
美鹿地区	〃	98.08
隠岐	〃	19.52
松江・斐伊川・大田	保健保安林	119.52
邑智・那賀・美鹿	〃	40.51
隠岐	〃	27.24

公

告

平成16年度前期技能検定3級の合格者は、次のとおりである。

平成16年9月1日

島根県知事 澄 田 信 義

3 級技能検定

造園（造園工事作業）

月島 義二	角 純夫	二岡 英之	園山 護	長野 工	池内 徳好	井上 操
樋野 加奈	伊藤 正利	佐野 博剛	中尾 善憲	田中 昭司	勝部 直之	安達 宗利
深田 保宏	山本 牧人	狩野 和也	白根 伸一	林 和広	曾田 公治	

機械加工（普通旋盤作業）

藤原 憲 錦織 英宣

機械保全（機械系保全作業）

高橋 優太	内田 正志	藤原 伸	山元 佑樹	大平 俊之	木村 浩志	野海 修二
森脇 浩正	上山 巧	宇津 和彦				

平成16年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成16年 9 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

鋳造

金属熱処理

機械加工

放電加工

金属プレス加工

工場板金

仕上げ

機械検査

ダイカスト

機械保全

電子機器組立て

電気機器組立て

空気圧装置組立て

油圧装置調整

建設機械整備

婦人子供服製造

紳士服製造

パン製造

(2) 1 級技能検定及び 2 級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）

ローブ加工（ローブ加工作業）

機械検査（機械検査作業）

機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

時計修理（時計修理作業）

- 空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)
 - 油圧装置調整(油圧装置調整作業)
 - 縫製機械整備(縫製機械整備作業)
 - 農業機械整備(農業機械整備作業)
 - 冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)
 - 婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業)
 - 紳士服製造(紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業)
 - 和裁(和服製作作業)
 - 強化プラスチック成形(積層防食作業)
 - 石材施工(石材加工作業)
 - 菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)
 - 建築大工(大工工事作業)
 - かわらぶき(かわらぶき作業)
 - 配管(建築配管作業)
 - 型枠施工(型枠工事作業)
 - 鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)
 - コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)
 - 防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)
 - ガラス施工(ガラス工事作業)
 - テクニカルイラストレーション(立体図作成作業、立体図仕上げ作業)
 - 建築図面製作(建築製図CAD作業)
 - 機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)
 - 電気製図(配電盤・制御盤製図作業)
 - 金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)
 - 塗装(鋼橋塗装作業)
- (3) 3級技能検定を実施する職種(作業名)
- 機械検査(機械検査作業)
 - 機械保全(電気系保全作業)
 - 電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業)
 - 時計修理(時計修理作業)
 - 和裁(和服製作作業)
 - 建築大工(大工工事作業)
 - 配管(建築配管作業)
 - テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業)
 - 機械・プラント製図(機械製図手書き作業)
 - 電気製図(配電盤・制御盤製図作業)
- (4) 単一等級技能検定を実施する職種(作業名)
- 電子回路接続(電子回路接続作業)
 - 枠組壁建築(枠組壁工事作業)
 - 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)

第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成16年11月26日(金)から平成17年2月20日(日)までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

平成17年2月13日(日)

イ 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験	平成17年1月30日(日)
さく井、工場板金、ロープ加工、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、建築図面製作、機械・プラント製図、塗装	平成17年2月6日(日)
機械保全、縫製機械整備、和裁、テクニカルイラストレーション、電気製図	平成17年2月13日(日)

ウ 3級

職 種	学 科 試 験 日
機械検査、電気機器組立て、配管	平成17年1月30日(日)
時計修理、建築大工、機械・プラント製図	平成17年2月6日(日)
機械保全、和裁、テクニカルイラストレーション、電気製図	平成17年2月13日(日)

エ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
樹脂接着剤注入施工	平成17年2月6日(日)
電子回路接続、枠組壁建築	平成17年2月13日(日)

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成16年11月19日(金)に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同

表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市学園南1丁目2番1号 島根県立産業交流会館 6階

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成16年9月28日(火)から10月8日(金)までとする。ただし、郵送(書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。)の場合は、10月8日(金)の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

ア 特級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	15,700円	3,100円

イ 1級、2級、3級及び単一等級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円	
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図	11,500円	

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの(就職しているものを除く。)又は学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、専門学校又は各種学校に在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	10,500円	3,100円
機械検査	8,700円	
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	7,700円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒(あて名を明記

し、切手をはること。)を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の氏名は、平成17年 3 月15日(火)に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成17年 3 月15日(火)に書面で通知する。
- (3) 特級技能検定、1 級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2 級技能検定及び3 級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1 級技能検定の合格者には1 級技能士章を、2 級技能検定の合格者には2 級技能士章を、3 級技能検定の合格者には3 級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

